

芦屋市学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル
〈第3版〉

芦屋市教育委員会
令和8年4月

はじめに

本市の学校給食は、昭和26年2月に四小学校で、自校方式により週5日制の完全給食が開始されました。その後、多くの関係者のたゆまぬ努力により、献立や調理の研究・改善等、給食の質の向上を目指した取組が積み重ねられ、「芦屋の給食」として、市内外から高く評価されています。

その中で食物アレルギーのある児童に対しては、「全てのこどもにおいしい給食を食べてもらいたい。」という願いのもと、各学校単位で、個に応じた弾力的な対応を続けています。

しかし、食物アレルギーが多様化・複雑化する中で、よりきめ細かなアレルギー対応が必要な児童生徒が増加しています。

学校給食の大前提は、「安心・安全」です。その前提に立ち、これまで本市の給食の特色である豊かな献立を維持しつつ、食物アレルギーのあるこどもも含め、全てのこどもたちに安全・安心でおいしい給食を提供できるよう、食物アレルギー対応マニュアルの改訂を重ねてきました。

本マニュアルは、第3版として発行するものであり、学校が対応すべき範囲の見直しと、特にアレルギー対応の基本である「学校生活管理指導表」についての位置付けを明確にしました。

学校給食に関わる多くの関係者がその内容を共有し、共通理解のもとに、各学校において安全、安心で豊かな給食が実施され、こどもたちが望ましい食習慣を身に付けることを願います。

令和8年4月

芦屋市教育委員会

目次

1	本マニュアルが対象とする食物アレルギーについて	4
1-1	食物アレルギーとは.....	4
1-2	食物アレルギーの病型.....	4
1-3	アナフィラキシーと対応原則.....	4
2	学校給食におけるアレルギー対応の基本原則	6
2-1	給食提供の原則.....	6
2-2	過剰対応の抑制.....	6
2-3	組織対応.....	6
2-4	学校生活管理指導表.....	6
3	学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方	7
3-1	除去食提供に関する基本的な考え方.....	7
3-2	アレルギー食対応実施可否判断.....	7
3-3	除去食提供及び弁当持参の考え方.....	7
3-4	弁当対応の考慮対象のこどもについて.....	8
4	食物アレルギー対応実施に係る基本的な手順（実施決定前）	9
5	食物アレルギー対応実施に係る基本的な手順（実施決定後）	12
6	日々の確認体制について	13
6-1	献立の事前確認.....	13
6-2	給食調理時の確認.....	13
6-3	配食・配膳時の確認.....	13
7	食物アレルギーを持つこどもや保護者への支援	14
7-1	食物アレルギーのあるこどもに対して、学校や保護者が支援すること.....	14
7-2	食物アレルギーのあるこどもの保護者に対して、学校が行うこと.....	14
7-3	周りのこどもに対して、学校が行うこと.....	14
7-4	教育委員会が学校に対して行うこと.....	15
8	食物アレルギー対応における教職員等の役割	16
9	食物アレルギー事故発生時の対応	18
10	緊急時処方薬の取り扱いについて	20
10-1	学校における緊急時処方薬対応の原則.....	20
10-2	内服薬について.....	20
10-3	教職員等のエピペン®使用についての医師法解釈.....	20
10-4	エピペン®の使い方.....	21

10-5 エピペン®の管理.....	22
10-6 エピペン®の保管及び使用後の対応にあたって	22
10-7 学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の 投与について	23
10-8 アレルギー事故が発生した際の報告について	24
10-9 ヒヤリハット事例が発生した際の報告について.....	24
11 その他学校活動における注意事項.....	25

1 本マニュアルが対象とする食物アレルギーについて

1-1 食物アレルギーとは

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、アレルギー反応が皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるものである。原因食物は多岐にわたるが、「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書(令和6年9月消費者庁発行)」では、類別で特に、鶏卵(26.7%)、木の実(24.6%、特にクルミ)、牛乳(13.4%)、小麦(8.1%)であると報告されている。

また、同報告書の症例6,562例のうち、ショック症状を認めたのは、586例であり、およそ1割で重篤な症状に至ることが報告されている。

1-2 食物アレルギーの病型

○即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類されます。原因食物を食べてから2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から生命の危機を伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで、様々である。

○口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内に症状(のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったい等)が出現する。多くは局所の症状だけで回復に向かうが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため、注意が必要である。

○食物依存性運動誘発アナフィラキシー

原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動をすることによりアナフィラキシー症状を起こすもので、発症した場合にはじんましんから始まり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要である。

原因食物の摂取と運動との組み合わせで発症するため、食べただけや運動しただけでは発症しない。

1-3 アナフィラキシーと対応原則

アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、ヒューヒューなどの呼吸音・呼吸困難などの症状が、複数同時かつ急激に出現した状態をいう。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特に「アナフィラキ

シーショック」と呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態となる。

アナフィラキシーショックは、アレルギー反応によらず、運動や物理的な刺激などによって起こる場合もある。

アナフィラキシーショックによりこどもに意識障害などが見られる場合(疑いを含む)は、即刻、救急搬送の要請をすること。

また、アナフィラキシー補助治療剤(商品名「エピペン®」「ネフィー®」)を携行している場合、教職員等は、躊躇なく使用すること。

なお、エピペン®を教職員等が注射することについては、文部科学省から厚生労働省に対しての確認・回答があり(医政医発1127第1号、平成25年11月27日)、医師法第17条に違反しないことが確認されている。

また、ネフィー®を教職員等が投与することについては文部科学省から厚生労働省に対しての確認・回答があり(医政医発0415第2号、令和8年4月15日)、医師法第17条に違反しないことが確認されている。

エピペン®、ネフィー®については、後述する。

2 学校給食におけるアレルギー対応の基本原則

学校給食におけるアレルギー対応の基本原則は以下の通りとする。

2-1 給食提供の原則

食物アレルギーを有する子どもにも、給食を提供する。ただし、安全性を最優先とし、原因食物の完全除去対応（提供するか、しないか）を原則とする。

2-2 過剰対応の抑制

給食におけるアレルギー対応は、各学校の学校給食施設設備、人員等を総合的に鑑みて学校が組織として対応を決定するものとする。また、「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月：文部科学省）」を超えるなど、アレルギーをもつ他の子どもへの影響が予見されるような対応は行ってはならない。

2-3 組織対応

食物アレルギー対応については、学校におけるアレルギー対応検討委員会等により組織的に行うこと。

2-4 学校生活管理指導表

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度版）に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

保護者からの口頭の申し出、学校生活管理指導表に基づいていない文書及び子どもの嗜好によって対応してはならない。

ただし、校長が急迫の場合と認める場合はその限りではない。

学校生活管理指導や申請内容に不明瞭な点があれば、主治医への再確認を促し、必要に応じ、保護者同意の下に診断内容を照会することも必要である。

※本マニュアルで「教職員等」と記載される範囲は、

校長、教頭、栄養教諭・栄養職員、養護教諭、関係学級担任・学年主任を指す。

また、各校においてアレルギー対応検討委員会に所属する全ての教職員とする。

3 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

3-1 除去食提供に関する基本的な考え方

代替食は、誤った提供によりアレルギー事故を引き起こすことも懸念されることから、提供は行わない。(ただし、行事食等の特別な献立を実施する際には、配慮を行うことがある。)

除去食対応を行うにあたっては、明確に除去できる食品とする。除去対応は、完全除去のみとし、部分除去は行わない。

除去食は、原則として、一品につき一種類のみ、各校対象者の該当アレルギーを全て除去したものを提供する。

原則として、除去食対象品目は以下とする。

- ・ 卵
- ・ 乳製品
- ・ 小麦
- ・ えび、かに、いか、たこ
- ・ 大豆
- ・ ごま

また、学校給食においては、そば、落花生、クルミ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ピスタチオ、アーモンド、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツを提供しない。

ただし、給食以外の教育活動で使用する場合は、安全性に十分配慮する。

3-2 アレルギー食対応実施可否判断

アレルギー食実施の可否については、それぞれの学校の、対応が必要なこどもの実態やその人数、調理場の能力等も十分に踏まえて、総合的に判断すること。

市内他校で実施している内容は当該校でそのまま実施できるものではない。学校給食の円滑な実施や運営に大きな影響を与えるような対応や、実状にあわない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性が生じることから、希望どおりの対応ができない場合があることを保護者に十分に説明すること。

3-3 除去食提供及び弁当持参の考え方

学校給食におけるアレルギー対応については、本マニュアルで示すアレルギーを対象に、除去食を提供することを基本とする。

また、学校給食では、調理の過程で「コンタミネーション※」を完全に避けることは不可能であるということを、保護者に説明し、理解を得ておくこと。

さらに、調味料、添加物レベルの除去も、除去食対応等の対象としない。

その中で、微量のアレルギーにより重篤なアレルギー症状を発症する恐れのあることも

については、弁当持参や別室での喫食を検討すること。

なお、家庭から持参した弁当や一部弁当は自己管理を原則としつつ、学校の中で安全に保管できる場所を用意することも必要である。

※コンタミネーション※

調理や食品を製造するときに、原材料の中には含まれていないアレルゲンが、調理器材や器具などから食品に混入してしまうこと。

例えば、学校給食では、調理中に小麦等のアレルゲンが飛散して、他の食品に混入することがあり得る。

3-4 弁当対応の考慮対象のこどもについて

文部科学省のガイドラインにより、以下に該当する場合は、弁当持参を検討すること。

安心・安全な給食が第一であることから、給食提供の原則を維持しつつも、弁当持参の選択肢を検討することが望ましい。

① 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

・調味料・だし・添加物の除去が必要な場合

・加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても、医師の除去指示がある場合

・同一工場、製造ライン使用による場合

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

・原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

・えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

② 学校が対応不可能な多品目の食物除去が必要な場合

③ 食器や調理器具の共用ができない場合

④ 油の共用ができない場合

⑤ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

⑥ 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

4 食物アレルギー対応実施に係る基本的な手順（実施決定前）

I 対象となるこどもの把握【様式を配布・記入依頼】

学校給食の安全・安心を確保していくためには、食物アレルギーのあるこどもの状況を事前に正確に把握することが必要である。学校は保護者との面談等を前年度のうちに実施しながら、適切な手続きを進め、その対応を決定すること。

特に、各校で実施する入学説明会の際には、食物アレルギーのあるこどもの保護者には下記の様式を配布し、記入を依頼すること。

就学時健康診断票や保健調査票から、こどもの食物アレルギーの有無や原因食品（アレルゲン）、アレルギー症状や状態を把握すること。

- ア 学校給食における食物アレルギー対応について
- イ 学校給食における食物アレルギー対応申請書兼承認書（様式1）
- ウ 学校生活管理指導表（様式2）
- エ 食物アレルギーに関する個別調査票（様式3）
- オ 食物アレルギー緊急時個別対応カード（様式4）
- カ 教職員によるアナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」）の使用依頼書（様式5）



II 保護者との面談の実施

保護者との面談は、校長及び教頭、担任、学年代表、養護教諭、栄養教諭・栄養職員、給食担当、保健担当により複数で実施することを原則とする。

年度途中の変更（対応の中止を含む）についても面談を実施する。

アレルギー対応を全て中止する場合は、医師の診断に基づくものであることを保護者に確認し、「学校給食における食物アレルギー中止申請書」（様式6）の提出を求める。

アレルギー対応を一部中止または変更する場合は、様式1～4（必要に応じて様式5）を再度提出するよう依頼する。

面談の手順に従い、対象児童生徒の保護者から食物アレルギーの詳細を聞き取ること。その内容を学校は面談記録として作成すること。日付や記入者の明示は必須である。

保護者に記入依頼をしたすべての様式を受け取ること。受け取る際に、写しを保護者へ渡すことが望ましい。

また、保護者面談の際は、アレルギー対応検討委員会前であることから、学校給食提供に係るアレルギー対応についての要望について確約しないこと。



【アレルギー面談の手順】
1 面談の際に学校が用意する書類
就学时健康診断票（新1年生の場合）
保健調査票
面談記録（学校で使用している用紙）
材料名が記載されている献立表
様式一式（様式1～5）※様式5については依頼がある場合のみ ※アレルギー対応を全て中止する場合は、様式6
2 面談の確認事項（保護者からの情報提供を受ける事項）
・過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報
・家庭での対応状況 →家庭で対応していないことは学校で行ってはならない。
・当該児童生徒に対して学校生活において配慮すべき必要事項
・薬（エピペン®、ネフィー®・内服薬【情報提供する事項】等）の持参希望の有無
・緊急時の対応連絡先・方法
※学級内の子ども並びに関係者へ当該子どもの食物アレルギー情報を提供することについての了解を得ること
3 学校から保護者への情報提供
・給食献立並びに詳細な食材情報の提供（一例としてある月の献立を示す）
・学校がアレルギー対応給食提供が可能な範囲（基本方針など）
・弁当を持参する場合、学校での保管方法
・薬（エピペン®、ネフィー®等）を持参する場合の取扱い（保管場所と使用方法等）
・緊急時の対応 等

※面談の結果は、面談記録により管理し、随時実施する面談の内容に応じて、常に新しい記録を残しておくこと。

※学校は提出された学校生活管理指導表（様式2）等を、**緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理する**とともに、個人情報の取り扱いに留意すること。

Ⅲアレルギー対応検討委員会の開催・実施決定（関係職員による協議）

アレルギー面談の後、保護者からの提出書類及び面談記録をもとに、教職員等で構成する食物アレルギー対応検討委員会を開催し、対応の是非や内容を校長が決定すること。



Ⅳ保護者への連絡（アレルギー対応検討委員会の結果の伝達）

校長は、当該学校の給食で対応できる範囲を決定し、保護者に具体的に学校が実施する食物アレルギー対応の内容について、通知すること。

校長は、学校給食における食物アレルギー対応申請書兼承認書（様式1）に記名、押印し、保護者に返却する。その写しは、学校で保管すること。

なお、【様式5】は、アナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」）を持参している子どもの保護者のみに申請依頼をすること。

*上記の手続きは毎年実施すること

※校長判断により、2年目以降は、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳを簡略化する場合もある。

※様式1から5については毎年度の提出が必須である。

※発達段階に応じて症状に変化が生じた場合には、随時面談を実施し、適切な対応を行うこと。

5 食物アレルギー対応実施に係る基本的な手順（実施決定後）

○実施手順の原則

- ・学校は、保護者へ材料名が記載された1か月の献立表等を配布する。
- ・保護者は、こどもの喫食不可能な食品、献立などをチェックし、学校に提出する。
- ・学校は、チェックされた献立表の内容を、再度確認する。

必要に応じて、具体的な対応を校長が決定する。その結果を保護者に連絡し、こどもと献立の内容や除去食の有無等の確認を毎日行うよう依頼する。

- ・栄養教諭・栄養職員、調理員は、朝の打ち合わせ等の中で、献立表や個々のこどもの対応について誤りがないかを確認する。

（除去食も、その後のアレルギー発症に備えて、必ず保存食の採取を行うこと）

- ・栄養教諭・栄養職員、調理員は、除去食は、別色の食器を用意する等、一目で通常食と区別がつくようにすること。また、ラップ等をかけて名札を付ける等、明確な表示をすること。対応に間違いがないかを、栄養教諭・栄養職員、調理員といった複数で確認すること。

○除去食の配膳及び給食指導の実施

学級担任は、個々のこどもへの対応に間違いがないかどうかを確認してから、食事を開始すること。また、おかわりなど不規則な状況にも十分に配慮すること。

○給食後の確認

学級担任は、給食を食べた対象となっているこどもの体調に変化がないかを確認すること。また、アレルギー対応のこども以外にもアレルギーを発症するリスクがあることを十分に踏まえて、観察を怠らないこと。

6 日々の確認体制について

給食を実施する中では、食物アレルギーのあるこどもにアレルゲンが除去されていない給食が誤って配られたり、また、こどもがその給食を誤って食してしまったりすることがないように、学校は保護者との連携のもと、誤配、誤食等を防ぐための複数のチェック体制を取る必要がある。

そのため、以下のフローを原則とすること。

6-1 献立の事前確認

- ・保護者はこどもに、その日の給食で食べられない献立がある場合、除去食が提供されることになっているのか、それとも提供されないことになっているのかを伝える。
- ・保護者は、アレルギー対応専用の連絡ノート等にその旨を記入し、担任に情報が確実に伝わるようにすること。

6-2 給食調理時の確認

- ・栄養教諭・栄養職員、調理員は、調理前にその日の献立で、除去食の対応が必要なこどもを確認すること。
- ・調理員は、除去食には、碗や皿にラップ等をかけて、名前を明記し、誤配、誤食等が起こらないようにすること。
- ・学校は、アレルギー対応を行った食事は、容器の色を変えるなどの工夫をすること。

6-3 配食・配膳時の確認

- ・学級担任は、事前に保護者から提出のあったアレルゲンチェックの入った献立表により、その日の給食の除去食の有無を確認すること。
- ・学級担任は、除去食が提供されることになっている場合は、対象のこどもに間違いなく届けられているかを、当日の保護者からの連絡ノート等の内容とあわせて、こどもとともに食事開始合図の前に確認すること。
- ・学校は、担任が不在の時にも確認が出来るように、校内で共通理解を図っておくこと。
- ・学級担任は、ラップ等や名札は必ず、本人が食べる直前に剥がすことを指導すること。
- ・学級担任は、食事中もこどもがおかわり等により、誤食することがないように、注意しておくこと。

7 食物アレルギーを持つ子どもや保護者への支援

7-1 食物アレルギーのある子どもに対して、学校や保護者が支援すること

「子どもの自己管理能力の育成を図る」ことを目標とする。例えば、

- ・自分の食物アレルギーの実態を認識し、原因となる食品を食べないようにする。
- ・子ども自ら食品表示等を参照し、アレルゲンを自分で避けることができるようにする。
- ・友だちから勧められたときに、きちんと断り、その理由も説明できるようにする。
- ・処方された薬（内服薬・「エピペン®」「ネフィー®」等）の内容について把握し、自己管理できるようにする。
- ・体に何か異常を感じた時は、近くにいる先生や友だちにその内容を訴えることができるようにする。

7-2 食物アレルギーのある子どもの保護者に対して、学校が行うこと

- ・学校給食における食物アレルギー対応についての基本的な考え方や学校給食の提供までの流れ、学校の調理場の現状等を説明し、理解と協力を得られるようにする。
- ・食物アレルギー対応については、学校生活管理指導表と面談に基づいて、食物アレルギー対応検討委員会の協議を経て、除去食の提供となることを説明する。
- ・保護者に事前に献立表を示して、子どもが食べられない献立をチェックしてもらい、そのチェック表をもとに除去食品を決定し、その結果を保護者に伝える。
- ・保護者に毎日の献立表をチェックし、その日の給食の除去食の有無を、必ず子どもに伝えるとともに、アレルギー対応専用の連絡ノート等に対応内容を記入し、子どもを通じて担任に提出するよう依頼する。
- ・必要に応じて栄養教諭・栄養職員は、栄養面について保護者の相談にのること。

7-3 周りの子どもに対して、学校が行うこと

- ・アレルギー疾患の児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送れるよう、本人の状況やアレルギー疾患に対して、他の子どもからも理解が得られるよう指導する。
- ・保護者の意向や本人の人権・プライバシーに十分に配慮しながら、子どもの発達段階に合わせて、下記の指導内容（例）などの事柄が理解できるようにする。

【指導内容（例）】

- アレルギーとは何か、アレルギーは誰にでも起こる可能性があること
- 食物アレルギーは単なる好き嫌いや偏食とは異なり、他の人には何でもない食品が、人によっては生命の危険にかかわることがあること
- 対象となる子どもが発症した際の症状や原因物質、周囲の人たちの協力が欠かせないことについて
- 緊急時処方薬等、薬の正しい理解と協力について

【資料】

文部科学省 アレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1355828.htm



7-4 教育委員会が学校に対して行うこと

- ・各学校の食物アレルギー対応の体制整備や取り組みが進むよう、支援する。
- ・各学校のアレルギー疾患のあるこどもを把握し、緊急時に備えて消防署等と連携を図る。
- ・食物アレルギーに関して、必要に応じて学校からの相談を受ける。
- ・食物アレルギーの研修会を実施する。又は各学校の研修会の開催を支援する。
- ・食物アレルギー対応状況を把握し、必要に応じて指導及び支援を個別に行う。
- ・すべての事故及びヒヤリハット事例について情報を集約し、改善策とともに所管内に周知を図り、事故防止に努める。

8 食物アレルギー対応における教職員等の役割

教 職 員 の 役 割
校 長
<ol style="list-style-type: none">1 教職員の共通理解が図れるよう「マニュアル」に基づき指導する。2 保護者等に、学校給食におけるアレルギー対応の基本的な考え方等を説明する。3 こども一人一人のアレルゲンや症状、家庭での対応、薬の有無や保管場所、緊急時の対応・連絡先等を把握し、教職員間の共通理解を図る。4 「食物アレルギー対応検討委員会」を開催し、対象となるこどものアレルギー対応の内容を決定する。5 食物アレルギーに係る研修会を企画・実施し、緊急時においても教職員が適切な対応を行うことができる体制を整備する。
教 頭
<ol style="list-style-type: none">1 教職員の共通理解が図れるよう「マニュアル」に基づき指導する。2 校長を補佐し、保護者、関係職員、関係機関との連絡・調整を行う。3 こども一人一人のアレルゲンや症状、家庭での対応、薬の有無や保管場所、緊急時の対応・連絡先等を把握し、教職員間の共通理解を図る。
学級担任・学年主任（学年代表）
<ol style="list-style-type: none">1 個別面談を実施し、養護教諭、栄養教諭・栄養職員と連携しながら、こどものアレルゲンや症状、家庭での対応、薬（「エピペン®」「ネフィー®」等）の有無や保管場所、緊急時の対応、連絡先等を把握する。2 主治医、学校医、保護者と連携し、症状が出た場合の応急処置の方法を確認する。3 保護者との面談や食物アレルギー対応検討委員会での協議をもとに、対応が必要な児童生徒の「食物アレルギー緊急時個別対応カード」を作成する。4 他のこどもに対して、食物アレルギーについて正しく理解させる指導を行い、食物アレルギーのある児童生徒が、安全で楽しい学校生活を送れるよう配慮する。5 給食の誤配や誤食が発生しないよう、給食を食べ始める前に、アレルギー対応食の有無を、献立表や保護者からのアレルギー対応用の連絡ノート等により確認する。また、担任が不在の場合でも、対象のこどものアレルギー対応の情報が、他の教師にも正確に伝わるようにする。6 食物アレルギーのあるこどもの給食後の体調変化に注意を払う。

給食担当教諭・保健担当教諭

- 1 個別面談に参加し、アレルギーや症状、家庭での対応状況等を把握する。
- 2 学校全体の食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、学級担任、栄養教諭・栄養職員、養護教諭との連携を図る。

養護教諭

- 1 個別面談に参加し、こどものアレルギーや症状、家庭での対応、薬の有無や保管場所、緊急時の連絡先等を把握する。
- 2 主治医、学校医との連携を図り、こどもにアレルギー症状が出た場合の応急処置等の方法を確認する。
- 3 学校全体の食物アレルギーのあるこどもの実態を把握し、学級担任、栄養教諭・栄養職員との連携を図る。

栄養教諭・栄養職員

- 1 個別面談に参加し、こどものアレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。
- 2 こどもの食物アレルギー対応の内容を判断し、校長に報告する。
- 3 献立や作業工程表の作成時に、アレルギーを含む食品に十分に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理について調理員と連携を取る。
- 4 学校全体の除去食の数量と内容を、繰り返し確認するとともに、給食時の指導について、担任に確認及びアドバイスを行う。

調理員

- 1 個別面談に可能な限り参加し、アレルギーや症状、家庭での対応状況を把握する。
- 2 食物アレルギーのあるこどもの実態について理解し、除去食の内容を確認する。
- 3 栄養教諭・栄養職員との連携をもとに、除去する食品や学校全体の対応食数等を確認した上で、衛生面に配慮して調理作業にあたる。
- 4 栄養教諭・栄養職員とともに学校全体の除去食の数量と内容を、繰り返し確認するとともに、給食時の指導について、担任に確認及びアドバイスを行う。
- 5 除去食についても、その後のアレルギー症状の発症に備えて、保存食の採取を行う。

9 食物アレルギー事故発生時の対応

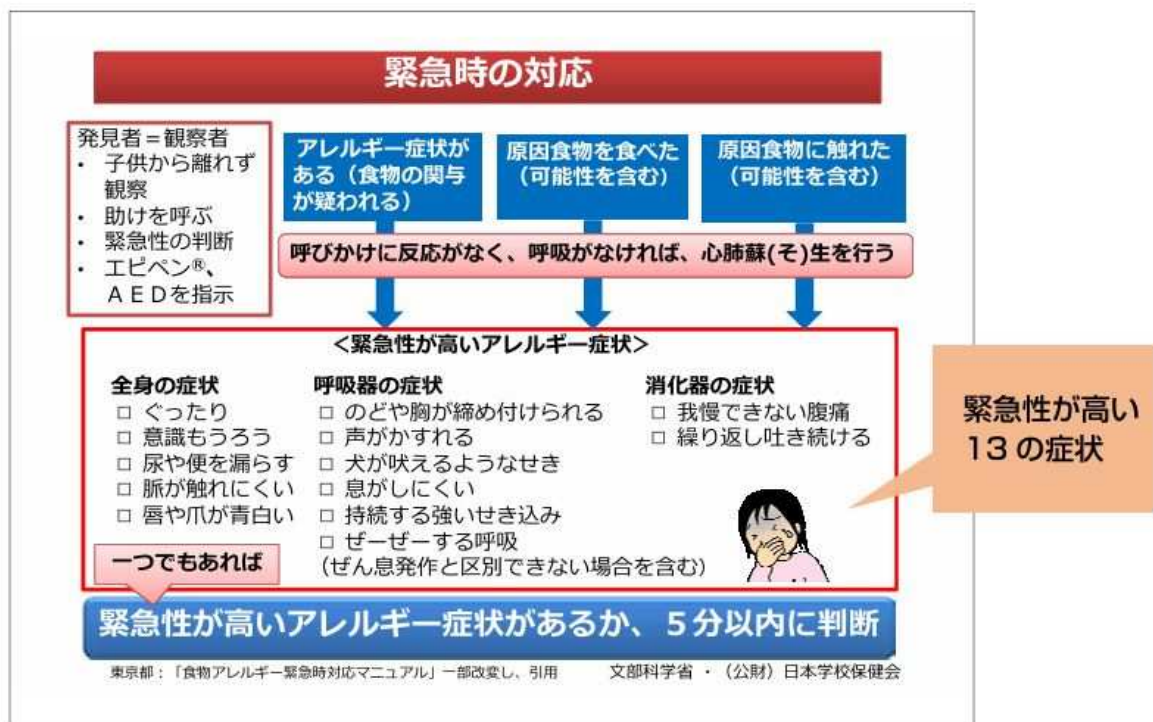
アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べてしまったりした場合には、

- ① 発見者は、こどもから目を離さず、助けを呼び、人を集める。
- ② 集まった人にアナフィラキシー補助治療剤（エピペン®・ネフィー®）とAED等を持ってくるように指示をする。

ここで学校内での役割分担を全教職員が知っているのと速やかに行動できる。

- ③ 緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断を5分以内に行う。
- ④ 緊急性の高いアレルギー症状として13の症状がある（下図）。

いずれかのうち一つでも症状があれば、緊急性の高いアレルギー症状があると判断する。



緊急性の高いアレルギー症状があると判断した場合の対応は、以下の3点である。

- ・ただちにアナフィラキシー補助治療剤（エピペン®・ネフィー®）を使用する。
- ・救急車を要請する。
- ・その場で安静にする。

これらのことが同時進行で実施できるようにし、人が集まれば、役割分担をして準備係、連絡係としてそれぞれの作業を進めること。もちろん人が集まらなければ一人で進めてい

くこと。

こどもが呼びかけに反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生法を行う。AEDの操作とセットで普段から練習を行っておくこと。

その場で安静にする場合の体位の基本は、仰向けに寝かせて足の下にランドセルやかばんなどを入れて高くして、血圧低下の対応をする。

また、ショック状態から急な体位変換（抱き起こしたり、おんぶしたり、起き上がったり）は、心停止を誘発する可能性が報告されているため救急隊の到着を待つこと。

ショックまたはそれに準ずる状態の時は体位変換をしないで、その場から移動させず安静を保ち対応することが重要である。




緊急性の高いアレルギー症状がない場合のみ、保健室または安静にできる場所に移動して、経過をみること。

緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う ➡ AEDの使用
- ・ その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

＜安静を保つ体位＞

<p>ぐったり、意識もうろうの場合</p>  <p>血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする</p>	<p>吐き気、おう吐がある場合</p>  <p>おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける</p>	<p>呼吸が苦しくあお向けになれない場合</p>  <p>呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる</p>
---	---	--

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・（公財）日本学校保健会
東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

10 緊急時処方薬の取り扱いについて

10-1 学校における緊急時処方薬対応の原則

- ・「食物アレルギー緊急時個別対応カード」を、こどものアナフィラキシーの既往歴やアナフィラキシー補助治療剤（エピペン®・ネフィー®）の携行の有無にかかわらず、アレルギー対応が必要な子ども全員に対して作成し、その内容を教職員全員で共通確認しておくこと。
- ・緊急時個別対応カードは、定められた場所に保管し、緊急時にはすぐに参照できるようにすること。
- ・アナフィラキシー補助治療剤（エピペン®・ネフィー®）が必要な子どもについては、「教職員によるアナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」）の使用について」の依頼文書を、保護者が学校に提出すること。
- ・対応に変更があれば随時、修正していくこと。また、アナフィラキシー補助治療剤（エピペン®・ネフィー®）の保管場所は常に明らかにしておくこと。
- ・全教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、緊急時に適切な対応が行えるよう、毎年度4月に各校において研修を実施すること。

10-2 内服薬について

アレルギー疾患に対する内服薬として抗ヒスタミン薬やステロイド薬が処方されている場合があるが、これらの薬は内服してから効果が現れるまで時間がかかるため、アナフィラキシーショックなど緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできないと言われている。このことから、ショックなどの重篤な症状には、内服薬よりもアナフィラキシー補助治療剤（エピペン®・ネフィー®）を早い段階で使用することが大切である。

10-3 教職員等のエピペン®使用についての医師法解釈

エピペン®は本人もしくは保護者が自ら注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けている。

投与のタイミングとしては、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされている。

アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、エピペン®が手元にありながら症状によっては子どもが自己注射できない場合も考えられる。

エピペン®の注射は法的には「医行為」にあたるが、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら注射できない状況にある子どもに代わって注射することは、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、医師法第17条違反とはならない。

また、医師法以外の刑事・民事の責任についても、人命救助の観点からやむを得ず行った行為であると認められる場合には、関係法令の規定によりその責任が問われないと整理される。

STEP 1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。



カバーキャップ

安全キャップ

STEP 2 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。



STEP 3 確認

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル(針)カバーが伸びていれば注射は完了です(針はニードルカバー内にあります)。



オレンジ色のニードル(針)カバー

使用前

伸びた状態

使用後

★誤注射を避けるための正しい持ち方

- オレンジ色のニードル(針)カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。
- 危険ですので絶対に分解しないでください。
- もしも、誤ったところにエピペン®を使用してしまったら、直ちに最寄りの医療機関を受診してください。



10-5 エピペン®の管理

こどもがアナフィラキシーに陥ったときにエピペン®を速やかに注射するためには、こどもも本人が携帯・管理・使用することが基本である。

しかし、それができないやむを得ない状況にあり、学校が本人に代わってエピペン®の管理を行う場合は、学校の実情に応じて、主治医、学校医、学校薬剤師の指導の下、保護者と十分に協議しその方法を決定する。決定にあたっては、次の3点を確認しておくことが重要である。

- ア 学校が対応可能な事柄
- イ 学校における支援体制（保管場所・管理方法・教職員の共通理解事項等）
- ウ 保護者が行うべき事柄（学校への持参状況・有効期限、破損が生じた時の責任）

10-6 エピペン®の保管及び使用後の対応にあたって

- ・保護者は、エピペン®の有効期限を常に確認しておくこと。
- ・エピペン®の有効成分であるアドレナリンは光で分解しやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保存・携帯し、使用するまで取り出さないこと。
- ・15℃～30℃で保存することが望ましいので、冷所（冷蔵庫の中）または日光のあたる高温下等に放置しないこと。

・エピペン®は、アナフィラキシー発症時の補助治療剤であり、医療機関の治療に代わるものではないことから、使用した場合は、直ちに医師による診察を受けること。

・エピペン®を注射したことは医師に伝え、太ももの注射部位を示すこと。また使用済みのエピペン®は医師に渡すこと。

10-7 学校等におけるアナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）の投与について

1. 当該児童生徒等がアナフィラキシーショックを起こし、生命が危険な状態等で、下記に記載された4つの条件を満たす場合には、現場に居合わせた教職員が本人に代わってアドレナリン点鼻液を投与することができる。（医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反とはならない。）

① 当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で指示を受けていること。

・ 学校等においてやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用する必要性が認められる児童等であること

・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項

② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にアドレナリン点鼻液を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたアドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。

③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してアドレナリン点鼻液を使用すること。

・ 当該児童等がやむを得ずアドレナリン点鼻液を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること

・ アドレナリン点鼻液を使用する際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること

④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、アドレナリン点鼻液を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

2. 学校でネフィー®を管理するにあたっては、「10-5 エピペン®の管理」と同様の確認をすること。

3. アドレナリン点鼻液を使用した場合には、アナフィラキシーショックを起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況

を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要である。

4. アドレナリン点鼻液の使い方等を理解するに当たっては、製造販売業者のホームページ (<https://www.neffy.net/>) をご参照すること。

10-8 アレルギー事故が発生した際の報告について

① 学校管理下で原因となる食物を誤食した場合は事故報告書を作成すること。

② 報告書類

● アナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」等）を使用しなかった場合：「食物アレルギー事故報告書」（様式8）

● アナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」等）を使用した場合：「アナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」等）使用報告書」

（様式7）

10-9 ヒヤリハット事例が発生した際の報告について

① 以下の事例が発生した際は教育委員会へ報告すること。

アレルギー事故が発生する可能性があったが、未然に防ぐことができた場合

② 報告書類

「食物アレルギーヒヤリハット事例 報告書」（様式9）

（ヒヤリハット例）

- ・ 調味料にアレルゲンが入っているの見落とし、前日に調味料の表示を見て気づいた。
- ・ 保護者のアレルギー献立表のチェック漏れに当日気づいた。
- ・ 卵を入れる前に対応食分を取り分けるのを忘れて給食を仕上げてしまった。
- ・ 除去食を違うクラスのワゴンに入れてしまった。
- ・ 教室で除去食対応の児童に給食当番が普通食を提供しそうになった。

11 その他学校活動における注意事項

食物アレルギーの発症は学校給食時のみに発生するものではない。

対応食品を扱う活動等について、教職員等並びに保護者が確認を入念に行わなければならない。例えば、

- ・食品を扱う授業、活動においては、食品の調理、摂取を伴う授業等の配慮及び微量の摂取、接触により発症することに対する配慮
- ・体育、部活動等運動を伴う活動では、食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮
- ・宿泊を伴う校外学習においては、食事などの配慮、緊急時の配慮
- ・その他授業以外の課外活動等祭りやイベントなど様々な活動における配慮

である。宿泊を伴う場合は、食事を提供する施設から食事メニューを取り寄せるとともに、可能であれば成分表を取り寄せること。

学校が取り寄せたメニューや成分表は、保護者へ情報提供し、アレルギーを発症する食品がないか、判断を仰ぐ。保護者は、判断した結果を本人及び学校に伝えておくことが事故防止につながる。

《改訂履歴》

平成26年4月 アレルギー対応マニュアル初版発行
平成27年3月 アレルギー対応マニュアル第2版改訂
令和8年4月 アレルギー対応マニュアル第3版改訂

《アレルギー対応マニュアル策定委員会構成員》

委員長・副委員長 芦屋市立学校長
教職員委員 芦屋市立学校所属栄養教諭・栄養職員・調理員
養護教諭・学級担任
保護者代表 芦屋市立学校 PTA
アドバイザー 芦屋市医師会所属医師
アレルギーに関する知見を有する医師
事務局 芦屋市教育委員会保健安全・特別支援教育課
(芦屋市教育委員会学校教育課)

《参考文献》

- 学校給食における食物アレルギー対応指針
(文部科学省：平成27年3月)
- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
(日本学校保健会：令和元年度改訂版)

学校給食における食物アレルギー対応について

平素は、本校の学校運営についてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、芦屋市における学校給食のアレルギー対応については、マニュアルに沿って、保護者と所定の様式で行います。医師の診断のもとにアレルギー対応検討委員会で協議の上、具体的な対応について進めていくことになります。なお、学校生活管理指導表（様式2）の提出をもって、医師の診断書とみなします。

つきましては、学校給食アレルギー対応について、必要事項を記入のうえ、担任まで提出してくださるようお願いいたします。

記

1. 対象となる児童生徒

- 医療機関で過去1年以内に食物アレルギーと診断され、受診中の児童生徒
- 保護者から所定の手続きに基づき申し出があった児童生徒

2. アレルギー対応の概要

(1) 献立中止・除去食（9品目）対応

※代替食は出ません。

※そば・落花生・クルミ・カシューナッツ・マカダミアナッツ・ピスタチオ・アーモンド・ペカンナッツ・ヘーゼルナッツは給食で提供しないため、対応はありません。

種別	内容	対象児童生徒	備考
献立中止	牛乳中止 （*牛乳が全く飲めない）	乳アレルギー児童生徒 *乳糖不耐症も含む	学校給食費の返金対象になります。 代替品（弁当）を家庭より持参願います。
	パン中止 （*パンが全く食べられない）	小麦アレルギー児童生徒	
除去食 （9品目）	食品衛生法で定める特定原材料 （卵、乳製品、小麦、えび、かに） 及び（いか、たこ、大豆、ゴマ） ※献立によっては対応できなくなる場合があります。	左の食品にアレルギーのある児童生徒	対応決定者には毎月の除去を行う献立名、材料名をお知らせします。

(2) 9品目以外のアレルギー食品対応

※除去食・代替食は出ません。

種別	内容	対象児童生徒	備考
9品目以外の食品	上記以外（果物等）のアレルギー原材料	左の食品にアレルギーのある児童生徒	対応決定者には毎月の献立名、材料名をお知らせします。

3. 提出書類

アレルギー対応希望児童生徒は、毎年下記の書類を提出願います。

※乳糖不耐症の児童生徒は、初年度のみ①②を、2年目からは毎年①を提出願います。

①学校給食における食物アレルギー対応申請書兼承認書（様式1）

②学校生活管理指導表（様式2）

③食物アレルギーに関する個別調査票（様式3）※学校が必要と認める者のみ

④食物アレルギー緊急時個別対応カード（様式4）

⑤教職員によるアナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」）の使用について（様式5）※該当者のみ

※学校生活管理指導表（様式2）については、食物アレルギー欄以外は、医師が、学校生活上の配慮が必要と認めた児童生徒についてその他のアレルギー疾患の欄に記入する場合があります。

令和 年 月 日

学校給食における食物アレルギー対応申請書兼承認書

新()年 児童生徒名 _____
保護者名 _____ 印

(1) 献立中止・除去食(9品目)対応

種別	内 容	希望欄 ○印	アレルギー名
献立中止	飲用牛乳を中止(乳糖不耐症も含む)		
	パンを中止		
除去食 9品目	食品衛生法で定める特定原材料(卵, 乳製品, 小麦, えび, か に)及び(いか, たこ, 大豆, ゴマ)の中で当てはまるものを 除去します。 <u>代替食は行いません。</u> アレルギー連絡ノートにより除去食の対応を行います。		

(2) 9品目以外のアレルギー食品対応

種別	内 容	希望欄 ○印	アレルギー名
9品目以 外の食品	上記以外(果物等)のアレルギー原材料については、 <u>除去食・ 代替食は行いません。</u> 連絡ノートにより対応を希望される場合は、別途協議します。		

令和 年 月 日

芦屋市立 学校長 印

保護者様

学校給食における食物アレルギー対応承認書

上記のアレルギー対応の希望について、希望欄に○印のあるものについては、希望通り承認しました。

よって、

新 年 _____ さんについて、下記期間中、学校給食でのアレルギー対応を行います。

- 献立中止 【 _____ 】
- 除去対応食品(9品目) 【 _____ 】
- 9品目以外食品 【 _____ 】

※本書は児童生徒のアレルギー対応を安全・確実に行うために保護者と学校との確認資料ですので、今年度末まで大切に保管してください。

対応期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(年度ごとに更新します)

表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____（男・女） _____年__月__日生 _____年__組

提出日 _____年__月__日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
アナフィラキシー <small>(あり・なし)</small> 食物アレルギー <small>(あり・なし)</small>	A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー B アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因） 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫（ ） 5. 医薬品（ ） 6. その他（ ）	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス	[緊急時連絡先] 記載日 _____年__月__日 医師名 _____ ⑤ 医療機関名 _____	
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 甲殻類 《 》 7. 木の实類 《 》 8. 果物類 《 》 9. 魚類 《 》 10. 肉類 《 》 11. その他1 《 》 12. その他2 《 》 D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」） 3. その他（ ）	該当するものを《 》内に記載 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 《 》に具体的な食品名を記載 《 》（すべて・エビ・カニ） 《 》（すべて・クルミ・カシュー・アーモンド）		
気管支ぜん息 <small>(あり・なし)</small>	病型・治療 A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良 B-1 長期管理薬（吸入） 1. ステロイド吸入薬 () () 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () () B-2 長期管理薬（内服） 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () () 2. その他 () () B-3 長期管理薬（注射） 1. 生物学的製剤 () () C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()	学校生活上の留意点 A 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記述)	[緊急時連絡先] 記載日 _____年__月__日 医師名 _____ ⑤ 医療機関名 _____	

《食物アレルギーに関する個別調査票》

芦屋市立 学校 (新) 年 組 番 児童生徒名 男・女

● 食物アレルギーの原因食品

問1: 原因食物名 ()

* 最初に症状が出た時期・年齢 (歳 カ月頃)

* 最近、症状が出た時期・年齢 (歳 カ月頃)

問2: 現在除去中の食物の有無

ない ある (食物名)

問3: 問2で“ある”場合、誰が除去の判断をしましたか?

医師 保護者 その他 ()

● 食物アレルギーの症状について

問4: 原因食物の制限程度と摂取後に出る症状 (※あくまで状況把握のための調査です)

Table with 3 columns: 原因食品名, 症状等, 制限等. Rows include 卵, 牛乳, 小麦, and empty rows for other items.

問5: 運動後に症状が出たこと

ない ある (食事との関連あり・食後 () 分後 食事との関連なし)

問6: アナフィラキシーショックの既往の有無

ない ある (回数 回、最終発症年月 年 月) (原因)

● 食物アレルギーの治療薬

問7: 現在、食物アレルギー疾患治療のために使用している薬

ない ある 内服薬 () 吸入薬 () 外用薬 () 注射薬 () その他 ()

問8: 学校に携帯を希望する薬はありますか

ない ある (薬剤名)

問9: 児童生徒自身で管理使用できますか

はい いいえ → 具体的な管理方法等学校と要相談 はい

● その他

問10: 喘息がありますか

はい いいえ

記入日: 令和 年 月 日 保護者名 印

食物アレルギー緊急時個別対応カード(表面)

芦屋市立 小学校・中学校

(新) 年 組 ふりがな 児童生徒名 (男・女) 生年月日 平/令 年 月 日生
住所 〒 自宅電話番号 (0797) -

Table with 7 columns: 連絡順, 名前, 本人との関係, 携帯電話番号, 仕事先・部署名等, 電話番号. Rows 1, 2, 3.

Table with 5 columns: 医療機関, 医療機関名, 医師の名前, 医療機関住所, 電話番号. Rows: 主治医, 緊急時, その他.

Table with 4 columns: アナフィラキシーの既往, 有 無, 喘息(アナフィラキシー重症化の危険因子), 有 無. Rows: アレルギ-の原因となるもの, 内服薬等, 「エピペン®」, 「ネフィー®」.

特に過敏であることが予想され、注意を要する食品

【学校での対応】

発見者は、①児童生徒から目を離さない、1人にしない。(状態の変化を観察) ②応援を求め、人を集める。(大声で応援を呼ぶ、または他の児童生徒に呼びに行かせる) ③エピペン・ネフィー、緊急時個別対応カード、AEDを持ってくるよう指示する。

軽度のアレルギー症状がある

- じんましん(皮膚の一部) □ 目のかゆみ、充血
□ 軽い腹痛、吐き気 □ 皮膚のかゆみ・発疹
□ 口の中の違和感等 □ 皮膚の部分的な赤み
□ くしゃみ・鼻水・鼻づまり
*上記の症状が1つでもあてはまる場合

【安静にして、注意深く経過を観察する】

- (1) 保護者に連絡して、対応を協議する。
(2) 内服薬があれば飲ませる。
(3) 少なくとも1時間は、症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する。

中程度の症状がある

- 全身にじんましん □ 顔全体やまぶたの腫れ
□ のど・唇の腫れ □ 持続する腹痛
□ 1~2回の嘔吐、下痢 □ 強いかゆみ
□ 全身が真っ赤 □ 数回の軽い咳
*上記の症状が1つでもあてはまる場合

【医療機関を受診する】

- (1) 保護者に連絡して、対応を協議する。
(2) 内服薬があれば飲ませ、「エピペン®」・「ネフィー®」が処方されていれば準備する。
(3) 速やかに医療機関を受診する。
(4) 症状の変化を観察し、緊急性が高いアレルギー症状が1つでも確認されたら、「エピペン®」・「ネフィー®」を処方されている場合は速やかに使用し、救急車を要請する。

重度の症状(緊急性の高いアレルギー症状)

- 【全身の症状】
□ ぐったり □ 意識もうろう □ 尿や便が漏れる
□ 脈が触れにくいまたは不規則 □ 唇や爪が青白い
【呼吸器の症状】
□ のどや胸が締め付けられる □ 声がかすれる
□ 犬が吠えるような咳 □ 呼吸が困難
□ 持続する強い咳き込み □ ゼーゼーする呼吸
【消化器の症状】
□ 持続する強い腹痛 □ 繰り返し吐き気や嘔吐がある
*上記の症状が1つでもあてはまる場合

【ただちに救急車で医療機関に搬送する】

- (1) ただちに「エピペン®」・「ネフィー®」を使用する。
(2) 救急車を要請する。保護者に連絡する。
(3) 安静を保つ。(立たせたり歩かせたりしないで、その場で救急隊を待つ。)
(4) 呼びかけに反応がなく、呼吸がなければAED等による心肺蘇生を行う。

保護者確認年月日 令和 年 月 日
保護者名 印

*あくまで目安であることをご理解ください。このカードは緊急時に備え、教職員全体及び消防署で情報を共有します。

食物アレルギー緊急時個別対応カード(裏面)

(新) 年 組(名前) 男・女

緊急時個別対応経過記録表 記載者名() 令和 年 月 日()

Table with 2 columns: Time (時 分) and Description (観察を開始した時刻, 内服薬を飲んだ時刻, エピペン®・ネフィー®を使用した時刻)

Table with 2 columns: Time (時 分) and Description (アレルギーの除去 (口の中のものを取り除く, 手を洗う, etc.))

□ その場で横になる(動かさない) □ 脚を心臓より高くする □ 助けを呼ぶ

重度の症状

中程度の症状

軽度の症状

出現時刻 時 分

- 全身: □ ぐったり □ 意識もうろう □ 尿や便を漏らす □ 脈が触れにくいまたは不規則 □ 唇や爪が青白い

- 呼吸器: □ のどや胸が締め付けられる □ 声がかすれる □ 犬が吠えるような咳 □ 呼吸が困難 □ 持続する強い咳き込み □ ゼーゼーする呼吸

- 数回の軽い咳

救急車要請(119)について(電話内容)
① 救急です
② ()小・中学校です
③ 名前は() ()歳 (男・女)です
④ 子どもは()を摂取し、アレルギー症状が出ています。
⑤ 「エピペン®・ネフィー®」を処方されて(います・いません)
⑥ 「エピペン®・ネフィー®」を使用(しました・していません)
⑦ 意識は (あります・ありません)
⑧ 出ている症状等伝えて、指示を聞いてください

- 消化器: □ 持続する強い(がまんできない)腹痛 □ 繰り返す吐き気や嘔吐がある

- 持続する腹痛 □ 1~2回の嘔吐, 下痢

- 軽い腹痛, 吐き気

- 鼻・目・顔・口・顔面: □ 顔全体やまぶたの腫れ □ のど・唇の腫れ

- 顔全体やまぶたの腫れ □ のど・唇の腫れ

- 目のかゆみ, 充血 □ 口の中の違和感等 □ くしゃみ・鼻水・鼻づまり

- 皮膚: □ 全身にじんましん □ 強いかゆみ □ 全身が真っ赤

- 全身にじんましん □ 強いかゆみ □ 全身が真っ赤

- じんましん(皮膚の一部) □ 皮膚のかゆみ・発疹 □ 部分的な赤み

ただちに救急車で医療機関へ搬送

医療機関を受診する

安静にして、注意深く経過を観察

- エピペン®・ネフィー®(時 分使用) □ 保護者連絡(時 分) □ 保護者連絡(時 分)
□ 救急車(要請者) □ 内服薬(時 分服用) □ 内服薬(時 分服用)
(時 分要請)(時 分到着) □ 吸入薬(時 分吸入) □ 経過観察(医療機関受診も考慮)
□ 心肺蘇生(時 分実施) □ エピペン®・ネフィー®準備(時 分)
□ AED(時 分実施) □ 医療機関受診(救急車も考慮)
□ 保護者連絡(時 分連絡者名) □ 神戸市立医療センター中央市民病院 078-302-4321

Table with 2 columns: Hospital Name and Phone Number (芦屋市民病院 0797-31-2156, 西宮回生病院 0798-33-0601, 神戸市立医療センター中央市民病院 078-302-4321)

- 医療機関持参物: □ 緊急時個別対応カード(本票) □ 材料名が記載されている献立表 □ 記録表 □ 使用したエピペン®・ネフィー® □ 保健調査票 □ タクシーチケット 携帯電話等

食べたもの・状況等

バイタルサイン
脈拍 時 分 回/分
呼吸 (荒い・ふつう)
体温 °C

芦屋市立 学校長 様

保護者名 _____ 印

教職員によるアナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」）の
使用について（依頼）

アナフィラキシーショックにより下記の症状のある場合は、アドレナリン自己注射・アドレナリン点鼻薬を自ら使用できない本人に代わって使用していただくようお願いします。

記

1 児童生徒名 新（ ）年（ ）組 名前（ ）

2 症状

3 その他

【保護者の方へ】

※本文書は毎年度ご提出ください。

※学校外の活動時は、緊急薬(エピペン®注射液、ネフィー®)を持参し担任と確認をしておいてください。

※緊急薬(エピペン®注射液、ネフィー®)は、児童生徒本人の鞆等での管理となります。学校は、管理中に破損などが生じないように十分注意はしますが、破損等が生じた場合の責任は負いかねることについてご理解ください。

※緊急薬(エピペン®注射液、ネフィー®)使用後は、速やかに新しい緊急薬を処方してもらってください。

(様式6)

令和 年 月 日

芦屋市立 学校長 様

保護者名 _____ 印

学校給食における食物アレルギー対応中止申請書

※医師の診断のもと、現在の食物アレルギー対応の中止の申請をします。

児童・生徒名		学年・組	年 組
<input type="checkbox"/> 現在の食物アレルギー対応を <u>全て</u> 中止します。 中止となるもの ()			
中止理由			
中止開始日	令和	年	月 日

令和 年 月 日

芦屋市立 学校長 印

保護者様

学校給食における食物アレルギー対応中止承認書

上記のアレルギー対応中止の希望について、希望通り承認しました。

よって、

年 組 さんについて

現在の食物アレルギー対応を全て中止【 】

※本書は児童生徒のアレルギー対応を安全・確実に行うための保護者と学校との確認資料ですので、大切に保管してください。

中止開始日

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇様

学校名・校長名
 又は市町組合教育委員会名
 電話番号

アナフィラキシー補助治療剤(「エピペン[®]」・「ネフィー[®]」等)使用報告書

下記のとおりアナフィラキシー補助治療剤(「エピペン[®]」・「ネフィー[®]」等)を使用したのを報告します。

記

1	発生(発症)日時	令和 年 月 日 ()	時 分
2	学部・学年・組 児童生徒等名前	年 組 名前	性別
3	発生した場合	授業中 授業名:	
4	アナフィラキシー補助治療剤 を使用した場所		
5	アナフィラキシー補助治療剤 を使用した者		
6	救急車要請	病院受診	
7	原因と思われる アレルゲン	※給食の場合は、当日の献立表を添付すること ※なるべく時系列で詳細に記入すること	
8	アナフィラキシー補助治療剤 を使用に至った経緯と学校に おいてとった処置		
9	[検証] 原因・問題点		
10	今後の対策		

食物アレルギー事故報告書

保健安全・特別支援教育課長 様

報告日 年 月 日

学校名 学校

記入者名

発生日時	年 月 日 () 時 分頃		
発生時の活動内容	<input type="checkbox"/> 給食中 <input type="checkbox"/> 昼休み <input type="checkbox"/> 授業中 <input type="checkbox"/> 学校行事 <input type="checkbox"/> 部活動 <input type="checkbox"/> その他 ()		
発生場所	<input type="checkbox"/> 教室 <input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> その他 ()	該当児童生徒 学級・氏名	()年 ()組 氏名 ()
原因献立名	() <input type="checkbox"/> 不明		
原因食物	<input type="checkbox"/> 除去食対象内(卵・乳製品・小麦・えび・かに・いか・たこ・大豆・ゴマ) <small>※該当の食品に○をつけてください。</small> <input type="checkbox"/> 除去対象外 () <input type="checkbox"/> 不明		
学校生活管理指導票	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
発生状況	①発生時の状況及び対応（発生場所、時間、症状含み詳細を報告） <small>※食物アレルギー緊急時個別対応カードを使用した場合は、コピーを添付してください。</small>		
	②保護者対応等		
原因 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 原材料の確認漏れ	<input type="checkbox"/> 業者の納品間違い	<input type="checkbox"/> 調理中の間違い
	<input type="checkbox"/> 給食室からの受け渡しの間違い	<input type="checkbox"/> 教室での間違い	<input type="checkbox"/> おかわり時の誤配
	<input type="checkbox"/> 教職員の対応ミス	<input type="checkbox"/> 情報の転記間違い	<input type="checkbox"/> 保護者のチェックミス
	<input type="checkbox"/> 本人の食材確認不足	<input type="checkbox"/> 運動誘発	<input type="checkbox"/> 初発（既往歴なし）
	<input type="checkbox"/> 本人の体調不良	<input type="checkbox"/> その他 ()	
再発予防策			

※アナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」等）を使用した場合は、「アナフィラキシー補助治療剤（「エピペン®」・「ネフィー®」等）使用報告書」で報告してください。

食物アレルギーヒヤリハット事例 報告書

保健安全・特別支援教育課長 様

報告日 年 月 日

学校名 学校

記入者名

ヒヤリハット発生 の経過	発生日時	年 月 日 () 時 分頃		
	発生時の活動	<input type="checkbox"/> 検収時 <input type="checkbox"/> 調理作業時 <input type="checkbox"/> 配膳時 <input type="checkbox"/> 給食の時間 <input type="checkbox"/> その他 (
	場所	<input type="checkbox"/> 給食室 <input type="checkbox"/> 教室 (年 組) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	原因物質 (献立名)			
	内容	<p>例) 除去食対応の児童に給食当番が普通食を配った。教師が気づき、誤食は防ぐことができた。</p>		
事後	原因 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> 原材料の確認漏れ	<input type="checkbox"/> 業者の納品間違い	<input type="checkbox"/> 調理中の間違い
		<input type="checkbox"/> 給食室からの受け渡し間違い	<input type="checkbox"/> 教室での間違い	<input type="checkbox"/> おかわり時の誤配
		<input type="checkbox"/> 教職員の対応ミス	<input type="checkbox"/> 情報の転記間違い	<input type="checkbox"/> 保護者のチェックミス
		<input type="checkbox"/> 本人の食材確認不足	<input type="checkbox"/> その他 ()	
再発予防策				

危機管理対応におけるヒヤリハット事例の収集・活用は事故防止の観点から重要です。報告することによって報告者が不利益を受けることはありません。保健安全・特別支援教育課では報告された事例を集約するとともに、献立研究会等にて情報共有いたします。